
」に改め、同表の備考3⑵中「及び「住所」」を「、「住所」及び「個人番号」」に、「及び住所」を「、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号（以下この表において「個人番号」という。）」に改め、同表の備考3⑹中「事務代行先の」を「事務代行先（以下この表において「事務代行先」という。）の」に改め、同表の備考３に次のように加える。

⑺　「受入機関の営業所等」、「出国時の賃金の支払者」及び「出国時の事務代行先」の「法人番号」又は「個人番号又は法人番号」の欄には、この申告書を受理した金融機関の営業所等の長、出国時の勤務先の長及び出国時の事務代行先の長が、当該金融機関の営業所等に係る金融機関等（施行令第２条の５第１項に定める者をいう。以下この表において「金融機関等」という。）の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号（以下この表において「法人番号」という。）、当該勤務先等に係る施行令第２条の21第１項に規定する賃金の支払者の個人番号若しくは法人番号又は当該勤務先等に係る事務代行団体の法人番号を、それぞれ付記すること。

別表第三(六)の表の備考４⑵及び⑶中「及び「住所」」を「、「住所」及び「個人番号」」に、「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同表の備考４に次のように加える。

⑻　「受入機関の営業所等」、「出国時の賃金の支払者」及び「出国時の事務代行先」の「法人番号」又は「個人番号又は法人番号」の欄には、この申告書を受理した金融機関の営業所等の長、勤務先の長及び事務代行先の長が、当該金融機関の営業所等に係る金融機関等の法人番号、勤務先に係る施行令第２条の21第４項に規定する賃金の支払者の個人番号若しくは法人番号又は当該事務代行先に係る事務代行団体の法人番号を、それぞれ付記すること。

別表第三(六)の表の備考５⑵中「３⑹まで」を「３⑺まで」に、「とする」を「と、３⑺中「係る施行令」とあるのは「係る施行令第２条の31において準用する施行令」とする」に改め、同表の備考６⑵中「４⑺まで」を「４⑻まで」に、「とする」を「と、４⑻中「施行令」とあるのは「施行令第２条の31において準用する施行令」とする」に改める。

別表第三(七)の表中

「

ふりがな	
氏　名	

」を

		㊞

」に改め、同表の備考３⑵中「及び「住所」」を「、「住所」及び「個人番号」」に、「及び住所」を「、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号（以下この表において「個人番号」という。）」に改め、同表の備考３⑻中「規定する事務代行先」の次に「（⑼において「事務代行先」という。）」を加え、同表の備考３に次のように加える。

番　号		

」に、

「

受入機関の営業所等	所在地			
	名　称			
休業前の勤務先	所在地			
	名　称			
休業前の賃金の支払者	所在地			
	名　称			
休業前の事務代行先	所在地			
	名　称			

」を

「

受入機関の営業所等	所在地			
	名　称		法人番号	
休業前の勤務先	所在地			
	名　称			
休業前の賃金の支払者	所在地			
	名　称		個人番号又は法人番号	
休業前の事務代行先	所在地			
	名　称		法人番号	

」に改め、同表の備考３⑵中「及び「住所」」を「、「住所」及び「個人番号」」に、「及び住所」を「、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号（以下この表において「個人番号」という。）」に改め、同表の備考３⑻中「規定する事務代行先」の次に「（⑼において「事務代行先」という。）」を加え、同表の備考３に次のように加える。

⑼　「受入機関の営業所等」、「休業前の賃金の支払者」及び「休業前の事務代行先」の「法人番号」又は「個人番号又は法人番号」の欄には、この申告書を受理した金融機関の営業所等の長、施行令第２条の21の２第１項に規定する休業前勤務先の長及び事務代行先の長が、当該金融機関の営業所等に係る金融機関等（施行令第２条の５第１項に定める者をいう。以下